

大規模災害団員活動イメージ

【地震発生時の市本部の体制】

- 準備体制** ・震度3の地震発生
- 警戒体制** ・震度4の地震発生
- 非常体制** ・震度5弱以上の地震発生

災害対策本部の設置
 団警戒本部・分団警戒本部の設置

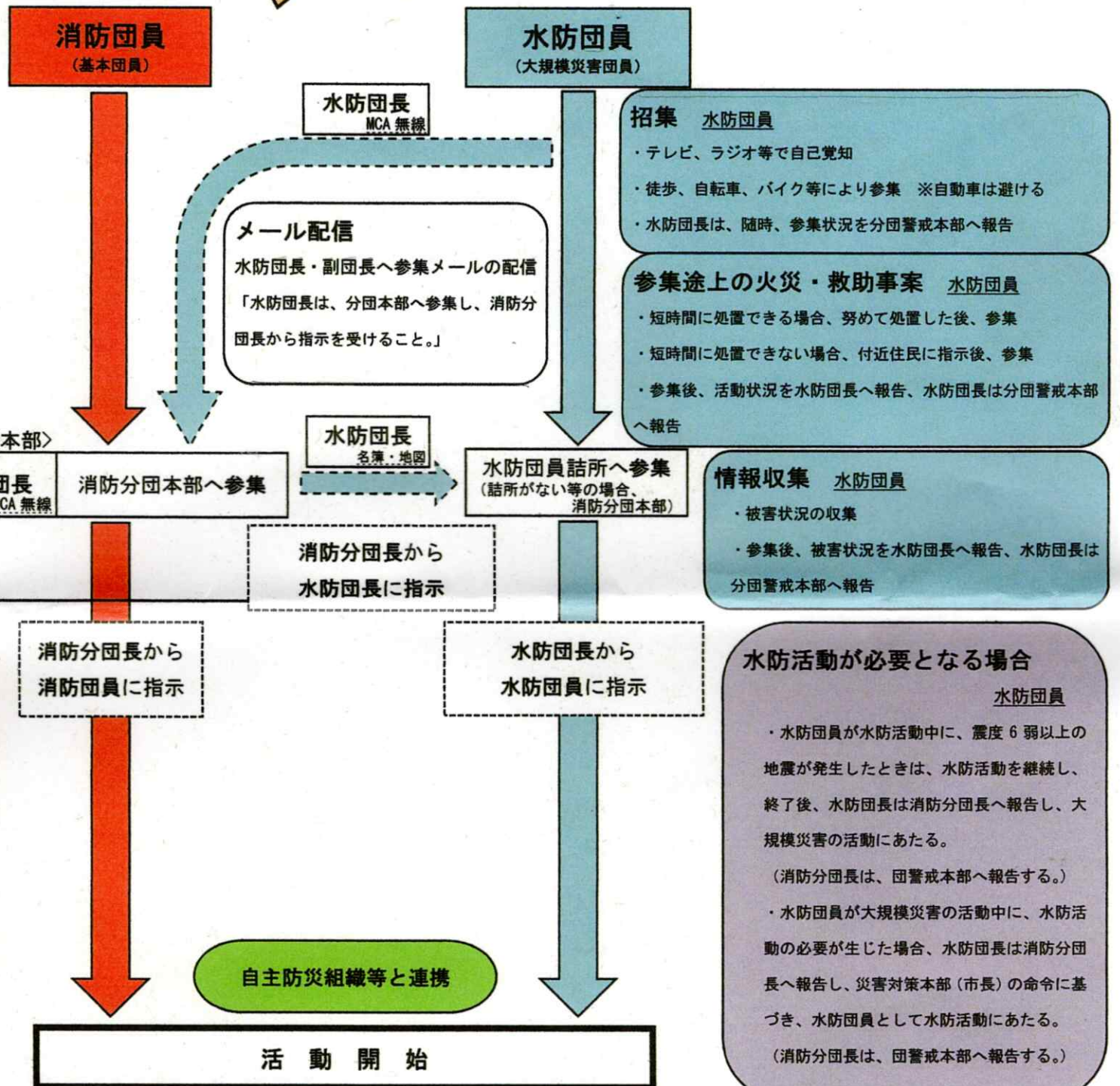
事前 消防分団長・水防団長

・自主防災組織及び避難支援等関係者（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察）と訓練等を通じ、連携がとれる体制を構築しておく。

平常時 水防団員（大規模災害団員）

- ・防災知識の習得
- ・被服装備、携行品の準備
- ・総合防災訓練、地域防災訓練へ参加

【指揮命令系統】



- ### 消防団長の命令に基づき活動指示 消防分団長
- 事前に計画した
 - ・避難誘導地区
 - ・安否確認地区
 - 災害対策本部の指示による
 - ・災害広報内容
 - 現場消防団員の要請による
 - ・消防団員の活動を補完する活動内容

- ### 報告・要請 消防分団長
- ・水防団長から受けた報告・要請を団警戒本部へ
 - ・参集状況
 - ・参集途上の活動状況
 - ・参集途上の被害状況
 - ・水防活動の開始及び終了
 - ・避難誘導状況
 - ・安否確認状況
 - ・安否確認中の活動状況
 - ・応援要請
 - ・消防団員の活動を補完する活動状況
 - ・その他必要な事項

- ### 消防団員
- 消火活動
 - 救助活動
 - 警戒活動

- ### 水防団員（大規模災害団員）
- 避難誘導**
 - ・水防団長が指示する避難誘導地区で避難先、避難経路を選定し、メガホンにより住民を避難誘導する。
 - ・避難誘導状況を水防団長へ報告、水防団長は分団警戒本部へ報告する。
 - 安否確認**
 - ・水防団長が指示する安否確認地区で住宅地図により戸別巡回し、住民の安否を確認する。
 - ・住宅に取り残された住民を発見し、在宅避難を希望しない場合は、避難誘導する。
 - ・火災又は救助を必要とする住民を発見したときは、自己の活動で消火又は救出等の処置ができると判断した場合は、処置し、自己の活動で処置ができないと判断した場合は、水防団長に応援を求めるものとする。
 - ・安否確認状況を水防団長へ報告、水防団長は分団警戒本部へ報告する。
 - 基本団員の活動を補完する活動**
 - ・消防分団長の命令に基づき、水防団長の指示により、消防団員の活動（消火活動・救助活動・警戒活動等）を補完する活動を実施する。
 - ・補完活動状況を水防団長へ報告、水防団長は分団警戒本部へ報告する。

- ### 招集 水防団員
- ・テレビ、ラジオ等で自己覚知
 - ・徒歩、自転車、バイク等により参集 ※自動車は避ける
 - ・水防団長は、随時、参集状況を分団警戒本部へ報告
- ### 参集途上の火災・救助事案 水防団員
- ・短時間に処置できる場合、努めて処置した後、参集
 - ・短時間に処置できない場合、付近住民に指示後、参集
 - ・参集後、活動状況を水防団長へ報告、水防団長は分団警戒本部へ報告
- ### 情報収集 水防団員
- ・被害状況の収集
 - ・参集後、被害状況を水防団長へ報告、水防団長は分団警戒本部へ報告

- ### 水防活動が必要となる場合 水防団員
- ・水防団員が水防活動中に、震度6弱以上の地震が発生したときは、水防活動を継続し、終了後、水防団長は消防分団長へ報告し、大規模災害の活動にあたる。
 （消防分団長は、団警戒本部へ報告する。）
 - ・水防団員が大規模災害の活動中に、水防活動の必要が生じた場合、水防団長は消防分団長へ報告し、災害対策本部（市長）の命令に基づき、水防団員として水防活動にあたる。
 （消防分団長は、団警戒本部へ報告する。）